

○横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行細則

制定 平成12年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、横浜市道路附属物自動車駐車場条例施行規則（令和元年9月横浜市規則第20号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定期駐車券の発売)

第2条 指定管理者は、定期駐車券を発行することができる。

- 2 定期駐車券の発行にあたっては、料金体系、定期券利用者が受けられるサービス、申込みや解約の手続き等について、事前に提案の上、市長の承認を受けること。
- 3 定期駐車券利用の場合において、駐車位置の固定や混雑時等における優先入庫の取扱いを行わない。また、自動車保管場所使用承諾証明書は交付しない。

(介護者)

第3条 規則第6条に定める介護者とは、同条に規定する標章又は手帳（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者（以下「本人」という。）と自動車に同乗し、運転及び介護を行う者をいう。

(減免の手続き)

第4条 規則第6条に定める介護者が単独で駐車場を利用する場合は減免の対象とならない。

- 2 横浜市道路附属物自動車駐車場条例（令和元年6月横浜市条例第4号。以下「条例」という。）第8条及び規則第6条に基づく一般料金の減免を受けようとする者は、駐車場へ入場後、精算前までに駐車券と手帳等の原本（コピー不可）を駐車場管理者（以下「係員」という。）に提示し、口頭で申請を行う。係員は申請者が本人であると確認できた場合は、減免の内容を決定し、減免処理を行う。
- 3 前項の申請を介護者が行う場合は、駐車場管理室から目視できる範囲に限り係員が自動車まで行き、本人が同乗していることを確認する。同乗を確認できた場合は、減免の内容を決定し、減免処理を行う。
- 4 条例第8条及び規則第6条に基づく定期駐車券料金の減免を受けようとする者は、係員に手帳等を提示し、定期駐車券料金減免申請書（様式1号）を提出しなければならない。

係員は申請者が本人であると確認できた場合は、減免の内容を決定し、減免を行う。

- 5 前項の申請を介護者が行う場合は、駐車場管理室から目視できる範囲に限り係員が自動車まで行き、本人が同乗していることを確認する。同乗を確認できた場合は、減免の内容を決定し、減免を行う。

(定期駐車券料金の返還)

第5条 定期駐車券料金の返還を受けようとする者は、その定期駐車券と定期駐車券料金返還申請書(様式2号)を指定管理者に提出しなければならない。

(定期駐車券の再発行)

第6条 定期駐車券の再発行を受けようとする者は、定期券再交付申請書(様式3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(定期駐車券の譲渡等の禁止)

第7条 定期駐車券利用者は、定期駐車券を譲渡し、または転貸してはならない。

(定期駐車券の回収)

第8条 指定管理者は、定期駐車券利用者が次のいずれかに該当する行為をした場合、当該定期駐車券を無効とし、回収できるものとする。

- (1) 券面表示事項が不明となった定期駐車券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項又は裏面の磁気情報を塗り消し、または改変した定期駐車券を使用したとき。
- (3) その他、定期駐車券を不正使用したとき。

(定期駐車券の提示)

第9条 定期駐車券利用者は、指定管理者から定期駐車券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(駐車できる車両寸法)

第10条 駐車できる自動車は、規則で定める寸法以下とし、これに該当する車両でも安全上の理由から駐車設備に設定されているセンサー等でエラー判別された車両については、駐車を断ることができる。

2 駐車できる自動二輪車は、全長：2,300mm以下、全幅：1,000mm以下の二輪車とし、それを超える車両については駐車を断ることができる。

(禁止行為への対応)

第11条 次に該当する行為を行う者に対し、指定管理者は必要な措置を取ることができる。

- (1) 場内へごみ（家庭ごみ、粗大ごみ等）を投棄または放置する行為。
- (2) 駐車場内の設備・備品類、駐車車両を破損・汚損する行為。
- (3) 指定管理者及び他の利用者に対する恫喝または暴力行為。
- (4) 駐車場の規約等（条例・規則・細則）に従わない場合。
- (5) 駐車枠をはみ出して駐車させる行為。
- (6) 指定管理者の指示及び誘導に従わない場合。
- (7) 長期間（7日間以上）に渡って駐車し続ける行為。
- (8) その他、駐車場の運営に支障をきたす行為。

2 前項各号に該当する行為が見られた場合、指定管理者は、当該利用者に対し、ごみの片付け、弁償・修理のほか、退場させることができる。

(漏水発生の告知)

第12条 指定管理者は、地下駐車場の利用にあたっての注意事項（予期しない漏水の発生など）を場内へ掲示し、特に定期駐車券の購入者には、契約時に説明し、契約者からの書面等による了承を得ることとする。

(その他規定)

第13条 指定管理者は、本細則のほか条例及び規則に定めのない事項について、あらかじめ市長の承認を得た上で、自ら定めた規程等を並行して運用することができる。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成13年4月20日から実施する。

附 則

この細則は、平成14年4月17日から実施する。

附 則

この細則は、平成15年5月8日から実施する。

附 則

この細則は、平成17年4月15日から実施する。

附 則

この細則は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この細則は、平成20年11月11日から実施する。

附 則

この細則は、平成25年2月25日から実施する。

附 則

この細則は、平成27年12月9日から実施する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

様式1号（第4条第4項）

定期駐車券減免申請書

(申請)

指定管理者

年 月 日

_____地下駐車場の定期駐車券料金の減免について申請します。

フリガナ 氏 名				様
駐車禁止除外指定車	番号		有効期限	
	車両登録番号			
	交付を受けている者の氏名		様	
	介護者の氏名		様	
身体障害者手帳	手帳番号		障害の級別	
	交付を受けている者の氏名		様	
	介護者の氏名		様	
精神障害者保健福祉 手帳又は愛の手帳	手帳番号		障害の程度	
	交付を受けている者の氏名		様	
	介護者の氏名		様	
※ 減 免 額				

申請者は※欄の記入をしないでください。

様式2号(第5条)

定期駐車券料金返還申請書

(申請)

指定管理者

年 月 日

_____ 地下駐車場の定期駐車券料金の返還について申請します。

フリガナ 氏 名	様	
住 所	電話 () -	
区 分	新 規 ・ 継 続	
返還を申請する理由		
※ 返還する料金の額		

申請者は※欄の記入しないでください。

定期駐車券 貼り付け

定期券再交付申請書

年 月 日

指定管理者

申請者 住所
氏名
電話番号

定期券の再交付を申請します。

駐車場の名称	
定期購入申込者 氏名または法人名 及び住所（※）	
定期券番号	

※ 申請者と定期購入者が異なる場合、記入してください。

1. 申請者運転免許証の提示がないと、交付できません。
2. 申請者が定期購入申込者と異なる場合、定期購入申込者名及び住所、定期券番号の記載がないと、交付できません。

使用欄（欄にチェックしてください）

申請者確認（免許証写しを添付）

免許証（写）添付欄

定期購入申込書との照合

住所 氏名（記載がないと交付不可） 定期券番号

※申請者が申込者でない場合（下記いずれか1点ができなければ交付不可）

定期券番号の記載

定期購入申込書にある申請者に確認（相手方氏名）

新定期番号（ ） 使用期限（ 年 月 日まで）